

常滑市営住宅条例施行規則の全部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月12日

常滑市長 伊藤辰矢



常滑市規則第21号

常滑市営住宅条例施行規則

常滑市営住宅条例施行規則（昭和37年常滑市規則第2号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、常滑市営住宅条例（昭和36年常滑市条例第27号。以下「条例」という。）第34条の規定に基づき、その施行について必要な事項を定めるものとする。

（市営住宅）

第2条 条例第2条第1号に規定する市営住宅（以下「住宅」という。）は、別表のとおりとする。

（住宅の基準）

第3条 条例第2条の6第2項の措置は、住宅が住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第3条の2第1項の規定に基づく評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号。以下「評価方法基準」という。）第5の5の5－1(3)の等級4の基準を満たす措置とする。ただし、これにより難い場合にあっては、等級3の基準を満たす措置とする。

2 条例第2条の6第3項の措置は、住宅の床及び外壁の開口部が評価方法基準第5の8の8－1(3)イの等級2の基準又は評価方法基準第5の8の8－1(3)ロ①cの基準（鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の住宅以外の住宅にあっては、評価方法基準第5の8の8－1(3)ロ①dの基準）及び評価方法基準第5の8の8－4(3)の等級2の基準を満たす措置とする。

3 条例第2条の6第4項の措置は、住宅の構造耐力上主要な部分及びこれと一体的に整備される部分が評価方法基準第5の3の3－1(3)の等級3の基準（木造の住宅にあっては、評価方法基準第5の3の3－1(3)の等級2の基準）を満たす措置とする。

4 条例第2条の6第5項の措置は、住宅の給水、排水及びガスの整備に係る配管が評価方法基準第5の4の4－1(3)及び4－2(3)の等級2の基準を満たす措置とする。

（住戸の基準）

第4条 条例第2条の7第3項の措置は、市営住宅の各住戸の居室の内装の仕

上げに評価方法基準第5の6の6-1(2)イ②の特定建材を使用する場合にあっては、評価方法基準第5の6の6-1(3)ロの等級3の基準を満たす措置とする。

2 条例第2条の7第4項の措置は、住戸内の各部が評価方法基準第5の9の9-1(3)の等級3の基準を満たす措置とする。

(共用部分の基準)

第5条 条例第2条の8の措置は、市営住宅の通行の用に供する共用部分が評価方法基準第5の9の9-2(3)の等級3の基準を満たす措置とする。

(入居者の資格)

第6条 条例第5条各号列記以外の部分の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

(1) 60歳以上の者

(2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれに定める程度であるもの

ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

イ 精神障害（知的障害を除く。以下同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度

ウ 知的障害 イに該当する精神障害の程度に相当する程度

(3) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの

(4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

(5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者

(6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は同法第28条の2に規定する関係にある相手から暴力を受けた者で、次のいずれかに該当するもの

ア 配偶者暴力防止法第3条第3項第3号の一時保護、同法第5条の女性自立支援施設における保護又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第23条第1項の母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止法第10条第1項又は第10条の2の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で、当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

ウ 「配偶者からの暴力被害者の取扱い等に関する証明書の発行について」（平成20年5月9日雇児福発第0509001号）に基づき、女性相談支援センター等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」の発行を受けている者又は女性相談支援センター以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署）、行政機関若しくは関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体（婦人保護事業委託団体、地域DV協議会参加団体及び補助金等交付団体）において、公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書による確認がされている者

2 市長は、入居の申込をした者が前項ただし書に規定する者に該当するか否かを判断する場合において必要があると認めるときは、市職員をして、当該入居の申込をした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

3 条例第5条第2号ア（ア）の規則で定める者は、第1項第2号から第4号まで又は第6号若しくは第7号のいずれかに該当する者とする。

（入居の申込）

第7条 住宅入居希望者の公募は、受付期日を指定して行うものとする。

2 条例第6条に規定する入居の申込は、常滑市営住宅入居申込書（様式第1号）により行わなければならない。

（順位の有効期間）

第8条 条例第9条第3項に規定する入居予定者における入居順位の有効期間は、抽せんを行った日から1年とする。

（入居者の決定）

第9条 条例第7条及び条例第9条の規定による入居予定者のうち入居順位が到来したものは、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

（1） 同居家族で収入がある者については、事業主の給与証明書

（2） 現に住居に困窮していることが明らかであることの証明書

（3） 申込者が事業所得者である場合は、市町村が発行する所得証明書

(4) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、入居者を決定する際には、実態調査を行うものとする。
(抽せんの公開)

第10条 条例第7条第2項の抽せんは、その日時及び場所をあらかじめ明示して行うものとする。

(入居の手続)

第11条 住宅への入居を許可された者は、入居指定日までに市営住宅賃貸借契約書を提出するものとする。

- 2 前項の契約書には、保証人の印鑑証明書を添えなければならない。
3 連帯保証人は、本市内に居住し、独立の生計を営む者で住宅入居者と同程度以上の収入があるのでなければならぬ。ただし、特別の事情がある場合は、市長の承認を得て、市外在住の者を保証人とすることができます。
4 令和2年4月1日以降に入居を許可された者の連帯保証人の保証額は、契約時又は契約更新時の住宅使用料の13.2か月分に相当する額とする。
5 連帯保証人を定めることができない者は、家賃債務保証業者登録規程（平成29年国土交通省告示第898号）に基づく家賃債務保証業者をその代わりとすることができる。
6 家賃債務保証業者の保証内容は、協定書として別に定める。

(連帯保証人の変更)

第12条 入居者は、連帯保証人につき次の各号のいずれかに該当する事実が発生した場合は、直ちに公営住宅入居者連帯保証人変更届（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 市外に住所を移転し、又は住所が不明になったとき。
(2) 失業その他の事情により、保証能力が著しく減少するに至ったとき。
(3) 死亡したとき。
2 変更届を提出することにより、新たに保証人になろうとする者は、印鑑証明書を添えなければならない。

(使用料)

第13条 条例第14条第3項の規定によるその月分の使用料の額は、使用料に当該月の使用日数を乗じて得た額の30分の1とする。ただし、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(収入の申告及び決定)

第14条 条例第13条に規定する収入の申告は、市長が定める日までに収入申告書（様式第3号）を市長に提出することにより行わなければならない。

- 2 条例第13条第3項に規定する通知は収入・使用料決定通知書（様式第4号）により行うものとする。
3 条例第13条第4項の規定する意見の陳述は、使用料決定変更申請書（様式第5号）により行うものとする。

(使用料の減免又は徴収猶予)

第15条 条例第12条に定める住宅使用料の減免又は徴収猶予の基準は、次の各

号のいずれかとし、減免又は徴収猶予を受けようとする者は、住宅使用料減免徴収猶予申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（1）入居者（現に同居し、又は同居しようとする親族を含む。）の収入が失業その他の事情により著しく低額となった場合

（2）入居者又は同居の親族がり患し、長期にわたり療養する必要があり、そのための支出によって著しく生計を維持することが困難となった場合

（3）災害により容易に回復し難い損害を受け、復旧のための支出をすることにより1月当たりの収入が第1号と同程度の収入となる場合

（4）前各号に掲げるほか、特別の事情のある場合

2 市長は、前項の申請に対する承認の可否について、3か月以内の期間を定めて住宅使用料減免徴収猶予承認（不承認）通知書（様式第7号）により入居者に通知する。

（建替事業の施行に伴う使用料の減額）

第16条 住宅の建替事業の施行に伴い住宅の明渡しをした者で、他の住宅に入居したものに対しては、当該他の住宅の入居指定日から当該明渡しに係る住宅の建替事業により新たに建設される住宅（以下「建替住宅」という。）の設置の日の前日までの期間（その期間が3年間を超える場合においては3年間）の使用料のうち、当該入居に係る住宅の使用料の額を差し引いた額を減額する。

2 明渡しをした者で、建替住宅又は市長が指定する住宅に入居したものに対しては、条例第27条の4で定めるところにより当該入居者の使用料を減額するものとする。

3 前2項の規定は、条例第26条の2第1項の規定による住宅の明渡し請求を受けた者に対しては、適用しない。

（使用権の継承）

第17条 条例第10条の2の規定により、入居の権利承継の承認を得ようとする者は、名義変更承認申請書（様式第8号）に世帯全員の住民票の写し又はそれに代わる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により承認を受けた者に対して、名義変更承認書（様式第9号）により通知する。

（同居の承認）

第18条 条例第10条の3の規定により同居の承認を受けようとする者は、同居承認申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の手続により承認した者に対しては、同居承認書（様式第11号）により通知する。

（許可の手続）

第19条 条例第22条第1項に定めるところにより住宅の模様替又は増築の許可を受けようとする者は、該当の事項につき、公営住宅承認申請書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の手続により許可した者に対し、市営住宅増築・模様替・設

置許可証（様式第13号）により交付する。

（住宅の変更）

第20条 条例第4条第6号により住宅を変更し、又は住宅相互の交換を希望する者は、市営住宅入居交換許可申請書（様式第14号）を市長に提出し、許可を受けなければならない。

2 市長は、住宅管理上支障がないと認め、住宅の交換を許可したときは、前項の申請をした者に対し、市営住宅交換許可証（様式第15号）を交付する。

（収入超過者等に対する処置）

第21条 市長は、入居者が条例第24条第1項の規定に該当するときは、収入超過決定通知書（様式第16号）により通知する。

2 市長は、入居者が条例第24条第2項の規定に該当するときは、高額所得者決定通知書（様式第17号）により通知する。

3 前2項の決定に対し、意見のある入居者は、収入基準超過決定に対する意見申出書（様式第18号）を提出することができる。

4 市長は、条例第24条第3項の手続により入居者に収入基準超過がなくなり、又は減少したときは、収入基準超過決定更正通知書（甲）（様式第19号）、収入基準超過決定更正通知書（乙）（様式第20号）及び収入基準超過決定に対する意見申出却下通知書（様式第21号）により通知をするものとする。

（高額所得者に対する明渡期限の延長）

第22条 条例第26条の2第3項の規定により明渡し期限の延長を受けようとする者は、明渡期限延長申請書（様式第22号）を市長に提出しなければならない。

（明渡請求を受けた高額所得者に対する金銭の徴収）

第23条 条例第26条の4第2項に規定する金銭とは、条例第11条第2項に規定する近傍同種使用料の2倍に相当する額とする。

（退去届）

第24条 条例第28条第1項に規定する手続は、公営住宅退去届（様式第23号）により行わなければならない。

（明渡請求）

第25条 市長は、条例第26条の2第1項又は第29条第1項の規定により入居者に対して住宅の明渡し請求するときは、市営住宅明渡請求書（様式第24号）により行うものとする。

（敷金の還付）

第26条 前条による明渡手続きが完了したことに伴い、敷金の還付を受けようとする者は、敷金請求書（様式第25号）を市長に提出しなければならない。

（不在届）

第27条 入居者は、入居者及び同居の親族全員が住宅を引き続き15日以上使用しないときは、前日までに不在届（様式第26号）を市長に提出しなければならない。

（住宅管理上の届出事項）

第28条 入居者は、同居親族に異動が生じたときは、同居親族異動届（様式第27号）を速やかに市長に提出しなければならない。

（住宅管理人）

第29条 住宅管理人は、市営住宅の入居者の中から適當と認めた者を市長が委嘱する。

2 前項の委嘱に際しては、その所管すべき住宅及び共同施設の区域を定め、これを当該住宅管理人及び所管内の住宅入居者に通知する。また、次条の規定により住宅管理人を解任した場合及び管理人の所管区域を変更した場合も同様とする。

（管理人の解任）

第30条 市長は、住宅管理人が次の各号に該当するときは、これを解任する。

（1）当該住宅を退去したとき。

（2）正当な理由により辞任を申し立てたとき。

（3）疾病その他の理由により任務の遂行に支障があるとき。

（4）その他市長が不適當と認めたとき。

2 市長は、前項第2号から第4号までの事由により住宅管理人を解任したときは、その者に使用させる住宅を変更し、又は退去を命ずることができる。

（住宅管理人の服務）

第31条 住宅管理人は、条例及び規則に従い、その所管する住宅及び共同施設の管理上必要な事項を処理しなければならない。

2 前項の規定によりその職務上知り得た秘密を漏らし、又は濫用してはならない。

3 住宅管理人の服務については、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

市営住宅

建設年度	住宅名	位置	規格	
			構造	1戸当たり床面積m ²
27	東平井	常滑市山方町4丁目35番地	木造（平） 1戸建	29.75
28	東平井	〃 山方町4丁目41番	木造（平）	29.75

		地	1戸建	
28	東平井	〃 山方町4丁目41番地	木造(平) 1戸建	26.73
28	榎戸	〃 港町6丁目191番地	木造(平) 2戸建	26.73
28	坂井	〃 坂井字狭間47番地 の1	木造(平) 1戸建	26.73
36	大曾	〃 大曾町5丁目117番地	木造(平) 2戸建	29.70
39	大曾	〃 大曾町5丁目87番地	木造(平) 2戸建、1戸建	31.40
40	三ツ池	〃 大曾町4丁目66番地	簡易耐火(平) 4戸建	36.08
40	三ツ池	〃 大曾町4丁目66番地	簡易耐火(平) 4戸建	32.05
41	三ツ池	〃 大曾町3丁目132番地	簡易耐火(平) 4戸建	36.08
41	三ツ池	〃 大曾町3丁目132番地	簡易耐火(平) 4戸建	32.05
42	三ツ池	〃 大曾町3丁目132番地	簡易耐火(平) 4戸建	36.08
42	三ツ池	〃 大曾町3丁目132番地	簡易耐火(平) 4戸建	32.05
43	坂井	〃 坂井字角田77番地	簡易耐火(平) 4戸建	36.08
43	坂井	〃 坂井字角田77番地	簡易耐火(平) 4戸建	32.05
44	坂井	〃 坂井字角田77番地	簡易耐火(平) 4戸建	36.08

44	坂井	〃 坂井字角田77番地	簡易耐火(平) 4戸建	32.05
45	坂井	〃 坂井字角田77番地	中層耐火 4階建	50.64
45	坂井	〃 坂井字角田77番地	中層耐火 4階建	50.64
46	榎戸	〃 港町1丁目32番地	中層耐火 4階建	47.87
47	榎戸	〃 港町1丁目32番地	中層耐火 4階建	50.73
48	坂井	〃 坂井字角田77番地	中層耐火 4階建	50.64
49	坂井	〃 坂井字角田77番地	中層耐火 4階建	54.36
50	榎戸	〃 港町2丁目19番地	中層耐火 4階建	58.29
56	多屋	〃 大和町3丁目21番地	中層耐火 4階建	68.91
57	多屋	〃 大和町3丁目26番地	中層耐火 4階建	73.21
58	多屋	〃 大和町3丁目21番地	中層耐火 4階建	73.21
61	樽水	〃 樽水町2丁目37番地	中層耐火 3階建	73.50
62	樽水	〃 樽水町2丁目37番地	中層耐火 3階建	73.50
63	樽水	〃 樽水町1丁目130番地	中層耐火 4階建	73.50

様式第1号（第7条関係）

表

常滑市営住宅入居申込書						
年 月 日						
常滑市長 殿						
氏名 ありがな						
市営住宅に入居したいので、次のとおり申し込みます。						
希望住宅		住宅				
申込者の現在の住所	住所				電話	
					() 一 呼出し 方	
本籍	本籍				現住所への転入年月日	
					年 月 日	
申込者の勤務先	名称	住所			電話	
					() 一 内線	
市営住宅に入居しようとする親族	続柄	氏名	生年月日	年令	職業	申込者と別居中のものはその住所
	本人		・・			
			・・			
			・・			
			・・			
			・・			
			・・			
そ扶の養他親の族		・・				
		・・				

住 宅 の 種 類		
持家・借家・アパート・社宅・公団住宅・借間・寮・その他		
住 宅 困 難 事 情		
住 宅 の 状 況	1 狹い	1人当たり 畳
	2 他の世帯と同居	
	3 家賃が高い	月額 円
	4 立退き要求を受けている	
	5 遠距離通勤	片道 時間 分
	6 婚約中	挙式予定 年 月 日
	7 居住環境不良	
	8 その他（理由を書いてください。）	

現在あなたが住んでいる所の地図を書いてください。

様式第2号（第12条関係）

公営住宅入居者連帯保証人変更届

年　月　日

常滑市長 殿

住宅名および住宅番号

入居者 印

旧連帯保証人住所

氏名 印

新連帯保証人住所

氏名 印

年　月　日で常滑市市営住宅賃貸借契約書の連帯保証人を次の者に変更したいので届け出ます

なお、新連帯保証人は、旧連帯保証人が入居者のために、貴市に対して負担している次の債務保証を引受けますから承認くださるようあわせて連署の上申請します。

債務保証の内容

別途常滑市市営住宅賃貸借契約書に基づき が賃借することについて
は、同人の賃借人としての一切の債務を私において連帯保証します。
もし不履行の場合は、強制執行を受けても異議を申しません。

様式第3号（第14条関係）

収入申告書

常滑市長 殿

公営住宅法並びに常滑市営住宅条例の規定に基づき、私及び同居者等の

年月日から 年月日までの年間所得額

（控除等を証する書類を含む。）を、次のとおり申告します。

公営住宅 標号

年月日提出

電話番号

勤務先電話番号

（ヨリガタ） 名義人氏名

続 柄	同居 別居	氏名 個人番号	性別	生年月日	職業又は勤務先 (電話番号)	年間所得額 円	諸控除該当欄							備考欄
							特 扶	同 老 記 人	老 扶	首 障	特 障	寡 婦	ひ 親	
					()									
					()									
					()									
					()									
					()									
					()									
					()									
					()									
					()									
					()									
					()									
					()									
					()									

※ 年間所得額を証する添付資料は、のりづけせず、この申告書と併せて提出してください。

様式第4号（第14条関係）

年月日

様

常滑市長

印

収入・使用料決定通知書

常滑市営住宅条例に基づき、下記のとおりあなたの収入を認定し、使用料を決定したので通知します。

記

収入認定の計算基礎	入居者名 所得額(円) 本人控除(円)		扶養控除	
			同居及び扶養控除	× =
			老人配偶者控除	× =
			扶養親族控除	× =
			特定扶養控除	× =
			老人扶養控除	× =
			障がい者控除	× =
			特別障がい者控除	× =
	総所得額(円)	本人控除(円)	扶養控除計(円)	収入認定額(円)
	-	-	÷ 12 =	
収入認定分位		収入分位	本来家賃	
			割増率	
適用期間	～		近傍住宅の家賃	
月額家賃	家賃 + 割増料 - 減免額 = 月額家賃 + - =			
この決定について異議のあるときは、この通知を受け取った日の翌日から30日以内に異議の申立てをすることができます。また、年の途中で収入が減少した場合は、その翌日から10日以内に「収入変動による決定変更申請書」を提出してください。 なお、市では原則として皆さんからの報告に基づき、収入超過決定をいたしますが、この制度の公正を期するため、市県民税の課税資料と照合して決定いたしましたので、悪しからずご了承ください。				

様式第5号（第14条関係）

使用料決定変更申請書

年　月　日

常滑市長 殿

公営　　住宅　　棟　　号
氏名

さきに、使用料決定通知を受けましたが、収入に変動が生じますので、証明書添付のうえ、下記のとおり申請します。

記

変動該当者

続柄	氏名	生年月日	変更の理由

添付証明書

- 1 退職、休職等の場合は、事業所発行の証明書
2 廃業、休業等の場合は、県税事業所発行の証明書
3 出生、同居者の転出、死亡等の場合は住民票の写し

様式第6号（第15条関係）

住宅使用料減免徴収猶予申請書

年　月　日

常滑市長 殿

公営　　住宅　　棟　　号
氏名

私は、下記の状況にあるので、住宅使用料の減免（徴収猶予）の取扱いを申請します。

規定住宅料使用料月額　　円

記

世 帯 員 と 収 入 の 状 況	氏 名	続柄	年 令	月 収	職 業	摘 要
	合 計					

（減免（徴収猶予）を必要とする理由）

（民生委員意見）

氏名

（担当係員意見）

氏名

様式第7号（第15条関係）

住宅使用料
減免承認（不承認）通知書
徴収猶予

年　月　日

様

常滑市長　印

年　月　日　付けで申請のあった住宅使用料の
減免に
徴収猶予

について、下記のとおり決定したので通知します。

記

減免する住宅 徴収猶予	団地名		住宅番号	
減免の額及び期間 (月額)	割合		期	自　年　月分
	金額		間	至　年　月分
徴収猶予の額及び 期間 (月額)	割合		期	自　年　月分
	金額		間	至　年　月分
事由				

様式第8号（第17条関係）

名義変更承認申請書

年月日

常滑市長殿

公営 住宅 棟 号
申請者

現入居契約者

私は、次の理由により名義を変更する必要が生じたので、承認を申請します。

理由

(注) 市営住宅賃貸借契約書及び現入居契約者の同意書（現入居契約者が死亡の場合は、戸籍謄本又は全部事項証明書及び住民票）を添付すること。

様式第9号（第17条関係）

名義変更承認書

年月日

様

常滑市長

印

年月日付で申請の市営住宅使用者名義変更は、下記のとおり承認します。

記

1 公営 住宅 棟 号

2 新名義人

旧名義人

3 名義変更年月日 年月日

様式第10号（第18条関係）

同 居 承 認 申 請 書

年 月 日

常滑市長 殿

公 告 住 宅 棟 号
契 約 者

以下の者を同居させたいので、承認を申請します。

承認のうえは、入居契約者が住宅を退去する場合は、同居者も同時に退去することを、双方連署で誓約します。

同居者	性別	生年月日	続柄	現 住 所	勤 務 先

理 由

(添付書類)

- 1 契約者との続柄を証明する書類
- 2 同居者で収入のある場合は、源泉徴収票又は所得証明書
- 3 現入居中に収入のある者全員の源泉徴収票又は所得証明書
- 4 現入居者全員の住民票の写し

様式第11号（第18条関係）

同 居 承 認 書

年 月 日

様

常滑市長 印

年 月 日付申請の公営住宅での同居については、下記の条件を付けて承認します。

記

1 同居者

2 条件

公営住宅使用名義人が住宅を退去した場合は、同居人も退去すること。

様式第12号（第19条関係）

(表)

公 営 住 宅 承 認 申 請 書

年 月 日

常滑市長 殿

公 営 住 宅 棟 号
申 請 者

下記のとおり したいので、承認くださるよう誓約書を添え
て申請します。

記

1 用 途

2 理 由

担 当 者		家 貸 の 納付状況	
所 見		担 当 者 氏 名	

誓 約 書

年 月 日

常滑市長 殿

公 営 住 宅 棟 号
申 請 者

表記の申請物件に承認をいただきましたうえは、市の指示を、固く守ります。

万一、指示に違反した場合は、如何なる処置を受けても異議は申しません。

また、住宅内改良等により施工上支障のある場合において、市から撤去を命ぜられた場合、又は住宅を退去する場合は、自費により撤去し、原状回復することを誓約します。

図 面 (単位)

N



様式第13号（第19条関係）

市 市 建築許可証
営 住 宅 様 替 置
設

年 月 日

様

常滑市長 印

年 月 日 付けで申請のあった
これを許可する。

について下記の条件を付して

記

- 1 施工にあたっては、市の指示に従うこと。
- 2 住宅を立ち退こうとするとき、又は住宅明け渡しの請求を受けたときは、申請者の負担においてこれを撤去して原形に復すること。市の要請により撤去するとき、またはこの許可を取り消されたときも同様とする。
- 3 既設建物の居室の採光を妨げないこと。
- 4 既設建物の美観を損なわないこと。
- 5 既設建物を損なわないこと。
- 6 申請以外の目的に使用しないこと。

様式第14号（第20条関係）

市営住宅入居交換許可申請書

年　月　日

常滑市長 殿

公営　　住宅　　棟　　号
申請者

下記のとおり住宅の交換したいので、許可してくださるよう申請します。

記

交換を希望する住宅の状況	住 宅 の 団 番 地 号 等	公 営 住 宅 第 号			
	住 宅 の 入 居 者 氏 名				
	住 宅 使 用 料 敷 金 等	住 宅 使 用 料 月 額	円 敷 金	円	
	住 宅 附 設 物 そ の 他 の 处 置				
	入 居 者 の 折 衡 の 有 無				
収入の状況	収 入 の あ る 者 の 氏 名	続 柄	年 令	月	収 勤 務 先 又 は 職 業
現 在 の 住 宅 使 用 料 、 敷 金 等		住 宅 の 使 用 料 月 額	円 敷 金	円	
住 宅 附 設 物 そ の 他 の 处 置					
世 蒂 員 数					
理 由 及 び 希 望					

市 営 住 宅 交 換 許 可 証

年 月 日

様

常滑市長 印

年 月 日 付けで申請のあった住宅の交換について、下記の住宅への入居を許可します。

記

団 地 名	
住 宅 番 号	
住宅使用料（月額）	

備考

年 月 日

様

常滑市長

印

収入超過決定通知書

常滑市営住宅条例に基づき、あなたの収入は下記のとおり認定しましたので通知します。については、公営住宅の入居資格がなくなりましたから、当該公営住宅を明け渡すよう努めてください。

なお、当該公営住宅に引き続き居住される場合は、超過者使用料を納付してください。

記

収入認定の計算基礎	入居者名	所得額(円)	本人控除計(円)	扶養控除
				同居及び扶養控除 × =
				老人配偶者控除 × =
				扶養親族控除 × =
				特定扶養控除 × =
				老人扶養控除 × =
				障がい者控除 × =
				特別障がい者控除 × =
	総所得額(円)	本人控除(円)	扶養控除計(円)	収入認定額(円)
	-	-		÷ 12 =
収入認定分位	収入分位	本来家賃	割増率	
適用期間	～	近傍住宅の家賃		
月額家賃	家賃 + 割増料 - 減免額 = 月額家賃 + - =			
この決定について不服のあるときは、この通知を受け取った日の翌日から3か月以内に審査請求することができます。また、年の途中で収入が減少した場合は、その翌日から10日以内に「収入変動による決定変更申請書」を提出してください。				
なお、市では原則として皆さんからの報告に基づき、収入超過決定をいたしますが、この制度の公正を期するため、市県民税の課税資料と照合して決定いたしましたので、悪しからずご了承ください。				

年 月 日

様

常滑市長

印

高額所得者決定通知書

公営住宅法第29条第1項の規定による高額所得者は、毎年の収入調査で決定しておりますが、あなたの収入は、その高額所得者にあたりますので通知します。

よって、公営住宅法第29条第1項の規定に基づき明渡し請求したときは、6か月の期限が到来しますと速やかに現住宅を明け渡していただくことになります。

なお、あなたの所得月額は下記のとおりであります。

記

収入認定の計算基礎	入居者名	所得額(円)	本人控除計(円)	扶養控除
				同居及び扶養控除 × =
				老人配偶者控除 × =
				扶養親族控除 × =
				特定扶養控除 × =
				老人扶養控除 × =
				障がい者控除 × =
				特別障がい者控除 × =
	総所得額(円)	本人控除(円)	扶養控除計(円)	収入認定額(円) - - - ÷ 12 =
収入認定分位	収入分位	本来家賃	割増率	
適用期間	～	近傍住宅の家賃		
月額家賃	家賃 + 割増料 - 減免額 = 月額家賃 + - =			
この決定について不服のあるときは、この通知を受け取った日の翌日から3か月以内に審査請求をすることができます。また、年の途中で収入が減少した場合は、その翌日から10日以内に「収入変動による決定変更申請書」を提出してください。				
なお、市では原則として皆さんからの報告に基づき、収入超過決定をいたしますが、この制度の公正を期するため、市県民税の課税資料と照合して決定いたしましたので、悪しからずご了承ください。				

様式第18号（第21条関係）

収入基準超過決定に対する意見申出書							
常滑市長 殿				公 告 申出者	住 宅 棟 号		
先に収入基準超過の決定通知を受けましたが、私（同居親族の収入も含めて）の収入は、添付しました証明書の示しますように、次のとおりですので、今一度収入の認定をお願いします。							
姓 名	生年月日	職業、勤務先	年間収入金額		備考	管理係記載欄	
			給与所得	給与以外の所得		受付年月日	
					取月	決定通知記載金額	円
					入額	意見申出金額	円
					扶養親数	決定更正金額	円
					扶族 義 親数	決定通知記載数	名
					法う で収 い入	意見申出〃	名
					備考		
意見の申出理由							

様式第19号（第21条関係）

収入基準超過決定更正通知書（甲）

年　月　日

様

常滑市長　印

先に通知しました収入基準超過決定に対してあなたから意見の申出がありましたので、重ねて調査しました結果、下記のとおりその決定を更正します。

記

収入のある親族名	年間収入金額	収入月額	摘要
	円	円	
扶養親族数	名	合計	円

収入月額の合計	扶養親族控除	公営住宅法でいうあなたの収入	収入基準額
円			

あなたの収入は、上のとおり市営住宅入居資格の収入基準金額内ですので、先に通知しました市営住宅明渡努力義務並びに公営住宅法施行令第8条の規定に基づき算出される加算額の支払義務は、発生しません。

様式第20号（第21条関係）

収入基準超過決定更正通知書（乙）

年　月　日

様

常滑市長

印

先に通知しました収入基準超過決定に対してあなたから意見の申出がありましたので、重ねて調査しました結果、下記のとおりその決定を更正しました。

記

収入のある親族名	年間収入金額	収入金額	摘要
	円	円	
扶養親族数	名	合計	円

1	収入月額の合計	扶養親族控除	公営住宅法でいうあなたの収入	収入基準金額		
2	当該市営住宅明渡努力義務発生時期		年　月　日			
3	加算額	算出基礎				
	円	[(近傍同種使用料) - (本来使用料)] × 収入に応じた加算率				

あなたの収入は、1のとおりですが、これは、市営住宅入居資格の収入基準をこえておりますので、2の日付から市営住宅明渡努力義務が発生しますと同時に市営住宅明渡しの日まで3のとおりの公営住宅法施行令第8条の規定に基づき算出される加算額の支払いの義務が生じます。

収入基準超過決定に対する意見申出却下通知書

年　月　日

様

常滑市長　印

先に通知しました収入基準超過決定に対してあなたから意見の申出がありましたので、重ねて調査しました結果、次の理由によりその意見を却下します。

様式第22号（第22条関係）

年　月　日

明渡期限延長申請書

常滑市長 殿

公営　　住宅　　棟　　号

氏　名

電　話

年　月　日付けで請求のありました市営住宅の明渡しについては、
次のとおり期限を延長してください。

理　由	1 次の者が病気にかかっている。 2 次の者が災害により、著しい損害を受けた。 3 次の者が近い将来において定年退職する等の理由により、収入 が著しく減少する。 4 その他 ()		
	氏　名	入居者との続柄	年　齢
明渡期限	年　月　日まで		
延長希望期限	年　月　日まで		
(添付書類) 理由を証する書類			

公 営 住 宅 退 去 届

年 月 日

常滑市長 殿

公営 住宅 棟 号
退去者

私は、このたび下記のとおり公営住宅を退去しますので届け出ます。
なお、退去に伴う関係事項は次のとおりです。

記

1 退去年月日 年 月 日

2 退去先
(電話番号)

3 退去の理由

4 退去に伴う関係事項

(1) 家賃 月分まで納入済

(2) 敷金の措置

該当の番号へ○印をつけてください。

1 本人に還付(修繕費に充当します。) 2 家賃に充当

5 ガス、水道、電気契約解除の手続完了の有無

年 月 日 手續完了

手續未了(理由)

年　月　日

様

常滑市長　印

市営住宅明渡請求書

常滑市営住宅条例 第26条の2第1項
の規定により　年　月　日までに住宅を
第29条第1項

明け渡すことを請求します。

明渡請求理由

様式第25号（第26条関係）

敷金請求書

先に届け出たとおり 年 月 日 住宅を退去しますので、
下記のとおり返還を請求します。

記

請求金額 金 円

年 月 日

常滑市長 殿

請求者

様式第26号（第27条関係）

不在届

年 月 日

常滑市長 殿

公営 住宅 棟 号

入居者

不在時連絡先

私は、次の理由により、 年 月 日から 年 月
日まで不在にします。

(不在の理由)

様式第27号（第28関係）

同 居 親 族 異 動 届

年 月 日

常滑市長 殿

公営 住宅 棟 号

入居者

私の親族に異動がありましたので、下記のとおりお届けします。

記

異動事由	
異動者	生年月日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日